

令和2年 第1回 安芸太田町議会臨時会会議録

令和2年2月10日

招集年月日	令和2年2月10日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和2年2月10日午前11時25分			議長	矢立 孝彦
	閉会	令和2年2月10日午後 0時56分			議長	矢立 孝彦
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1	大江 厚子	○	7	佐々木 道則	○
	2	田島 清	○	8	角田 伸一	○
	3	平岡 昭洋	○	9	佐々木美知夫	○
	4	富永 豊	○	10	吉見 茂	○
	5	末田 健治	○	11	中本 正廣	○
	6	津田 宏	○	12	矢立 孝彦	○
会議録署名議員	1番	大江 厚子		2番	田島 清	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	伊藤 真由美		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	小坂 眞治		教 育 長	二見 吉康	
	副 町 長	小島 俊二		学校教育課長	児玉 裕子	
	総務課長	長尾 航治		生涯学習課長	上田 隆	
	総務課主幹	三井 剛		福祉事務所長兼 福祉課長	伊賀 真一	
	会計管理者 (会計課長)	倉田美保子		健康づくり課長	栗栖 浩司	
	加計支所長 兼加計支所住民生活課長	児玉 斉		安芸太田病院 事務長	菅田 裕二	
	筒賀支所長 兼筒賀支所住民生活課長	梅田 幹二		—	—	
	地域商社あきお おた事業本部長	武藤 克巳		—	—	
	企画課長	二見 重幸		—	—	
	地域づくり課長	栗栖 修司		—	—	
	建設課長	武田 雄二		—	—	
	産業振興課長	瀬川 善博		—	—	
	税務課長	河野 茂		—	—	
	住民生活課長	上手 佳也		—	—	
児童育成課長	園田 哲也		—	—		
衛生対策室長	田中 博敏		—	—		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和2年2月10日

	諸般の報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
議案第1号	工事請負契約の締結について（安芸太田町役場本庁舎耐震・大規模改修工事）
議案第2号	工事請負契約の締結について（旧戸河内中学校解体除却工事）
議案第3号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について （安芸太田町いこいの村ひろしま）
議案第4号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について （安芸太田町深入山グリーンシャワー）
議案第5号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について （安芸太田町グリーンスパつつが）
議案第6号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について （安芸太田町筒賀ふれあい農園）
議案第7号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第8号	令和元年度安芸太田町一般会計補正予算（第6号）
議案第9号	令和元年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議員派遣について
発議第1号	大江厚子議員に対する辞職勧告決議案の提出について

令和2年第1回 安芸太田町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

令和2年2月10日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第2		会議録署名議員の指名
第3		会期の決定
第4	議案第1号	工事請負契約の締結について (安芸太田町役場本庁舎耐震・大規模改修工事)
第5	議案第2号	工事請負契約の締結について (旧戸河内中学校解体除却工事)
第6	議案第3号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町いこいの村ひろしま)
第7	議案第4号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町深入山グリーンシャワー)
第8	議案第5号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町グリーンスパつつが)
第9	議案第6号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町筒賀ふれあい農園)
第10	議案第7号	損害賠償の額の決定及び和解について
第11	議案第8号	令和元年度安芸太田町一般会計補正予算(第6号)
第12	議案第9号	令和元年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)
第13		議員派遣について

令和2年第1回 安芸太田町議会臨時会

議事追加日程 (第1号の追加)

令和2年2月10日

日程	議案等番号	件 名
第1	発議第1号	大江厚子議員に対する辞職勧告決議案の提出について

令和2年第1回臨時会
(令和2年2月10日)
(開会 午前11時25分)

○矢立孝彦議長

おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和2年第1回安芸太田町議会臨時会を開会します。ここで1番大江厚子議員から発言を求められておりますので、この際、これを許可します。1番、大江議員。

○大江厚子議員

すみません、大江です。えーと、この度は1月16日の産経新聞に始まる報道により、私への詐欺事件、被疑者として、えーと報道されました。それ以降、行政の皆様にはご心配、それからご不安、そして大混乱を生じたということを経験しました。本当に申し訳なく、心苦しく思っております。申し訳ありませんでした。1月20日の全員協議会の議長の要請を受けて、住民の皆様には私より説明の文書を3,450世帯、郵送いたしました。それ以降、問い合わせがある住民の皆様には真摯に説明をしていきたいというふうに思っています。なお、大阪府警それから検察よりこれまでは私には何もありませんので、実際今のところ、どういう被疑内容なのか、何が起きたのか、どういうふうに今進んでいるのか、私にはわからない状況です。これからは、あのちょっと私わからないんですけど、連絡等がありましたら議長を通じて、また皆様に連絡させていただきたいと思っております。これからはまたご迷惑をかけることがあるかもしれませんが、あの一私も精一杯住民の皆様にご心配をかけないように、また十分説明をしていくように努力していきますので、よろしく願いいたします。お時間取っていただいて、ありがとうございました。

○矢立孝彦議長

以上で大江議員の発言を終わります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○矢立孝彦議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から、お手元に配布のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明のため出席を要求した者は、町長、教育長です。なお、同条の規定によって町長及び教育長から説明員を委任したことについて、お手元に配布した写しのとおり通知がありました。監査委員から11月及び12月末日現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は、議会事務局に保管していますので、ご覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○矢立孝彦議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、1番大江厚子議員及び2番田島清議員を指名します。

日程第3. 会期の決定について

○矢立孝彦議長

日程第3、会期の決定について議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日2月10日の1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は1日間に決定しました。

日程第4．議案第1号

○矢立孝彦議長

日程第4、議案第1号、工事請負契約の締結について（安芸太田町役場本庁舎耐震・大規模改修工事）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

議案第1号、工事請負契約の締結についてご説明をいたします。安芸太田町役場本庁舎耐震・大規模改修工事に伴う工事請負契約の締結について、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当の方より補足説明をさせます。

○矢立孝彦議長

総務課三井主幹。

○三井剛総務課主幹

はい、では議案第1号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。議案の項目の1にお示しする契約、具体的には安芸太田町役場本庁舎耐震・大規模改修工事に係る工事請負契約につきまして、締結をさせていただきたいので、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めさせていただきます。契約の目的につきましては、失礼しました、契約の方法につきましては、一般競争入札。契約の金額につきましては、税込で2億1,749万2千円となりまして、契約の相手方は創建工業株式会社 代表取締役 鶴飼誠晃でございます。工事の内容につきましては、全員協でご説明しましたので省略させていただきます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、富永議員。

○富永豊議員

再びちょっと聞くようになるんだろうと思うんで、申し訳ないんですけどね、20%縮減の要点というのか、縮減となった改善箇所といいますかね、そういったこと2、3ちょっと挙げていただいたらというふうに思っております。以上です。

○矢立孝彦議長

総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

はい、全体の経費の縮減の方につきましてですけれども、実際のこの建物の例えば天井、それからその空調設備、これらにつきまして、実際の耐用年数まだもつかとか、そういう部分も見させていただきながら、実際の工事の縮減を図ってまいりました。あと、そうですね、外構の工事につきましても、今植栽等ございますけれども、本来はこの植栽を全部とっばらって、コンクリートで埋めるということでもございましたけれども、実際にこの植栽につきましては、この建物の全体の趣もございますので、それは残すというふうなことをさせていただきまして、それについても工事執行額の縮減を図らせていただいたところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第1号、工事請負契約の締結について（安芸太田町役場本庁舎耐震・大規模改修工事）を起立により採決します。議案第1号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、議案第1号、工事請負契約の締結について（安芸太田町役場本庁舎耐震・大規模改修工事）は原案のとおり可決しました。

日程第5．議案第2号

○矢立孝彦議長

日程第5、議案第2号、工事請負契約の締結について（旧戸河内中学校解体除却工事）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

議案第2号、工事請負契約の締結についてご説明をいたします。旧戸河内中学校解体除却工事に伴う工事請負契約の締結について、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当より補足の説明をさせます。

○矢立孝彦議長

総務課、三井主幹。

○三井剛総務課主幹

はい、議案第2号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。議案の項目1にお示しする契約、具体的には旧戸河内中学校解体除却工事に係る工事請負契約につきまして締結をさせていただきたいと思っておりますので、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めさせていただくものでございます。契約の方法につきましては、一般競争入札。契約の金額につきましては税込で、1億6,830万円となりまして、契約の相手方は錦・河本旧戸河内中学校解体除却工事共同企業体、代表者 錦建設株式会社 代表取締役 迫谷浩司でございます。解体工事の内容につきましては、詳細につきましては、全員協でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、富永議員。

○富永豊議員

ちょっと1点だけお聞かせいただきたいんですけどね、この中でアスベスト費用ですよ。アスベスト費用っていうのは、量的にちょっと見えないんですけど、費用的にどのくらいかかっているんですか。内訳として。

○矢立孝彦議長

総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

はい、実際のあの一えーと、この我々と設計金額として見積もった時につきましては、アスベストの除却につきましては、約4千万円ほど設計金額で考えております。実際に今回工事契約でございますので、業者の方でそこについては工夫して工事を執行していただくと考えているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

富永議員。

○富永豊議員

ちょっともう少し、4千万をも含んでいるということになるんですか。（「そうです。」の声あり）大体4千万だろうということでもいい訳ですね。

○矢立孝彦議長

総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

はい、我々設計金額の中で約4千万円の除却費用というふうに見積もっておりますので、全体のこの契約金額の中で、その中に吸収していただけるものと考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。9番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

あの一回中学校解体ということなんですが、前回の時にこれ延びたわけですよ。で、地域の、地域の土居の地域の方に対する説明、これしっかりなされていないというお話を土居の方から聞くんですが、どのような説明をされて、今まで来たのかというのをちょっと聞きたいと思っております。

○矢立孝彦議長

総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

はい、この解体の工事につきましては、前年度から地域の方の、自治振興会の会長さん等につきまして、この学校の解体後の跡地利用の青写真、確定ではございませんが、そういうものをご説明しながらやっていくというふうなところでございます。で、説明してまいりました。で、また、えーと実際のこの戸河内中学校でございますので、学区も広うございますので、実際の解体にあたりまして、中の、建物の中に、残置しております色んな備品等、各地域の活動で活用できるものについては、それぞれこの広い中学校学区の関係する各自治会の方々にご活用いただけるというふうなことも踏まえて、各会長さんに集まってお聞きいただきまして、それについては備品等の譲り受けということを書いていいんでしょうか、そういうふうなこともさせていただきながら進めていきました。ただ今おっしゃられたように、ご説明が地区として不十分ということでございます、ご指摘もございましたので、実際の工事に入る前につきましては、実際に施工する、施工というか工事をする業者と合わせてですね、その辺は丁寧な対応をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

あのー今、主幹の方から答弁があったわけですが、これは一番最初に、自治振興会長さんに説明をされてる。これはわかるんです。のちに延期になったことなんぞ、全然地域の方は知っておられない。なぜ延期になったのか、そういった説明が十分にされていない。で、言われるわけですよ。最初の説明は確かにあったと。その辺のね情報公開というか、今回もそうですが、極端な言い方、まあ工期とかはちゃんと説明はされると思うんですが、なぜ延期になったのかというようなことも十分にね説明していただいて、やられた方がよいのではと思っとるわけです。以上です。

○矢立孝彦議長

総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

はい、今議員ご指摘のところを踏まえさせていただきまして、地域の方につきましては、丁寧な対応をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○矢立孝彦議長

1番、大江議員。

○大江厚子議員

はい、今の質問に関連してですが、やはり地域では工事車両の搬入というか、とか、えーとまあ粉塵とかやはり心配されているんですね。で、通学路でもありますし、どこから入るのかというのも、あの子ども達にとっては大きな、何ていうか、不安ごとでありますので、その辺をしっかりと地元の人とね、協議していただいたうえで、工事に入っていく。当然そうされると思いますが、していただきたいなというふうに思っています。まだそういう計画はないんですね。まだどこから入るかとか、どういう状況になるのかとか。まああのー7か月くらいのかかなり長期の工事ですので、その辺の配慮を、夏場にもなりますし、そのへんはちょっとお聞かせください。

○矢立孝彦議長

総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

はい、今ご意見いただきました実際に工事する現場に対しては、えー、それぞれ入ってくる道路というものが狭うございます、幅員も狭うございますので、それにつきましては、地元の方々と協議、十分話をさせていただきながらですね、安全を第一というふうなことを踏まえさせていただいて、実際の搬出入のルートというものを決めさせていただこうと思っています。以上でございます。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子委員

実際工事に入るのが3月からということですが、大体その地域への説明というのは、大体どれくらいを、何日くらいから、何月何日くらいからというふうに計画されていますか。

○矢立孝彦議長

総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

はい、あの一、先ほど全員協で3月と申し上げましたけど、実際には3月、実際すぐにですね、今回アスベストも入ってございますので、まずはそういうことの調査もあるっていうことでございますので、今からこの請負業者と施工管理業者と打ち合わせをさせていただきながらですね、実際に今おっしゃられた部分での話し合いの日程をどういうふうな形でやるかということについて、決めていきますので、今のところ私が予定をしているのは3月の頭の方にさせていただこうと考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第2号、工事請負契約の締結について(旧戸河内中学校解体除却工事)を起立により採決します。議案第2号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総意です。したがって議案第2号、工事請負契約に締結について(旧戸河内中学校解体除却工事)は原案のとおり可決しました。

日程第6. 議案第3号

○矢立孝彦議長

日程第6、議案第3号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について(安芸太田町いこいの村ひろしま)を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

はい、議案第3号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。令和2年4月から1年間、安芸太田町いこいの村ひろしまを新たに指定管理する指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらるものでございます。詳細につきましては、担当の方より補足の説明をいたします。

○矢立孝彦議長

商工観光課、片山課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、それでは議案第3号につきまして、読み上げて説明をさせていただきます。安芸太田町公の施設の指定管理の指定についてでございます。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めらるものでございます。施設の名称でございますが、安芸太田町いこいの村ひろしまでございます。指定管理者は、名称 株式会社クラフトコーポレーション 代表取締役 松苗 晃 でございます。所在は広島県広島市安佐南区西原2丁目9-37でございます。指定の期間は平成2年4月1日から、失礼しました令和2年から令和3年3月31日の1年間でございます。選定にあたった委員会状況、指定管理予定者の運営計画等につきましては、全員協で説明させていただいておりますので、省かせていただきます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、吉見議員。

○吉見茂議員

いこいの村ひろしまについては、昨年度から指定管理も含めてですが、売却も視野に検討するというお話をいただいて、あの一来ておるわけですがけれども、今回昨年12月の終わりに指定管理の募集が出ておったというふうに思っておりますけれども、この間、いこいの村ひろしまを売却するにあたっての、その取り組み状況というか、どういう形で取り組みを年末の12月頃までされていたのかというのを、ご説明をいただきたいというふうに思います。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、12月定例議会におきましても、現在の状況ということで不動産鑑定額等々も明示する中で、

予定と手上げをお願い、と言いますか、指定管理者に応募できる者について色々と数社にあたって協議を進めてまいった状況でございます。その中で色んな売却価格の想定でありますとか、やはり運営にあたっての不安因子である9月補正でも計上させていただきました、施設の修繕等々の課題等がある中で、すぐさま現状で売却というような決定には至らなかった経緯がございます。このため、議案で上げております1年間の指定管理機関の中で、いろんな運営、あるいは施設改修の方向性、あるいは新たな指定管理者が目指しております運営計画に即した改善計画等を協議する中で、新たに新年度3月以降の議会等でご提案することになるかと思いますが、売却も含めた検討を進めてまいるといいう方向性で進めているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

吉見議員。

○吉見茂議員

えー、売却の取り組みについてお話されましたけども、いまいちその内容がわからないところもあるんですが、その金額、査定というか、売却の金額を決めることが決定したのは大体いつ頃なのかということと、あと、売却を積極的にされたんだとは思いますが、あの一今聞くと、ちょっと先延ばしのような感じでちょっと聞かせてもらいましたが、やはりあの一先延ばしすることによって、またその一設備の修繕であるとか、また新たな経費もかかってくるということで、個人的にはあの一1年延ばしでなくて、この時期、今回売却という方向で行けばよかったなという感じはしておりますけれども、それがどうしてもかなわなかった、その最大の理由について、もうちょっと詳しくご説明をお願いします。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、ご質問のありました売却金額を決定したのはいつかという項目でございますが、決定には至っておりません。あくまで12月定例でお示ししました不動産鑑定価格というのを基準としまして、その後、例えばですけれども、解体諸費についてどう考えるべきか、あるいは先ほども申し上げました9月補正の改修予算の執行においてどう変化するのか、また現在指定管理を受けております会社の方が気にしております、それ以外のやはり修繕箇所、軽微なものも含めてございます。そういった状況を候補者等々と煮詰めて話を具体的に下見をしていただきながら、話をしていく中では、現段階で売却価格を決定し、今臨時議会において提案するには至らないというような状況もあり、そうは言いながら期限が迫りますので、できるだけ早めに4月1日を迎えるために、指定管理を募集したという経緯が具体的な内容でございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

吉見議員。

○吉見茂議員

あの一、説明の資料の中にも、施設の売却も視野に入れる中で、指定期間を1年としたということなんで、今後この先も先延ばしすることなく、最悪この1年間で、売却をすると譲渡するということ、話を進めていただきたいなというふうに思います。以上です。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第3号、安芸太田町の施設の指定管理者の指定について(安芸太田町いこいの村ひろしま)を起立により採決します。議案第3号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総意です。したがって議案第3号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について(安芸太田町いこいの村ひろしま)は原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第4号

○矢立孝彦議長

日程第7、議案第4号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町深入山グリーンシャワー）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

はい、議案第4号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。令和2年4月1日から1年間、安芸太田町深入山グリーンシャワーを新たに管理運営する指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当の方より補足の説明をさせます。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、それでは議案第4号を同じく読み上げて説明をさせていただきます。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものでございます。施設の名称は、安芸太田町深入山グリーンシャワー。指定管理者は、株式会社クラフトコーポレーション代表取締役 松苗 晃、広島県広島市安佐南区西原二丁目9-37でございます。指定の期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間でございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

あの一これ、グリーンシャワーなんですが、現在直営でやられていて、従業員と言いますか、その管理していただいている松原自治の方に世話になつとると思つとるんですが、この辺の話は、あの一協議はされてますか。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、直営で11月末までに、5名の方をローテで2名ずつ現場の維持管理、あるいは受付にあつていただきました。この者についての方向性ですが、指定管理予定者との協議の中では、いこいの村含めまして現在の従業員を継承する形でぜひ運営をしていきたいという意向は伺っているところでございます。なお、そうは言いましても、者のそれぞれの接遇研修あるいは社員研修等々の予定もございまして、それを受けていただいたり、その中でそれに応募していいという判断を共有した中で、採用を決定するというような意向を聞いているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第4号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町深入山グリーンシャワー）を起立により採決します。議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総意です。したがって議案第4号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町深入山グリーンシャワー）は、原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第5号

○矢立孝彦議長

日程第8、議案第5号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町グリーンスパつが）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

はい、議案第5号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてご説明をいたします。令和2年

4月から1年間、安芸太田町グリーンスパつつがを新たに管理運営する指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当の方より補足の説明をいたします。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、同じく議案第5号について読み上げて説明をさせていただきます。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものでございます。施設名称は安芸太田町グリーンスパつつがでございます。指定管理者は同じく株式会社クラフトコーポレーション 代表取締役 松苗 晃、広島市安佐南区西原二丁目9-37。指定の期間でございますが、令和2年4月1日から令和3年3月31日の1年間でございます。昨年来より議会の方からいただいております公の観光施設、宿泊施設等々のあり方を検討する中で、当該施設につきましても、あり方を検討するという事を含めまして、1年間の指定期間としているものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、富永議員。

○富永豊議員

あの一関連の関連で聞くんだけどね、資料の問題、出された資料がね、これだけの分厚いねコーポレーションのを出されとるわけ。そうするとどこに要点があるのかわからん。見てごらん、これ。どういう見方するのが効率的な見方かっていうこと。これだけの、何が書いてあるんか思っただけで、同じようなこと書いてあるんだろうと。もう少しね、やはり会議を効率的にやろうとしたら、どういったことが必要なかっていうのは、やはり考えていかなきゃいけないんだろうと思ってるんで、これはちょっと外れたように思うんだけど、その辺のところは今回のこれだけの資料を出された意味というのは、どういった意味があるのかちょっとお聞かせいただきたいです。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

あの一、経費とか要点的には1枚ものにまとめたつもりだったんですが、経営方針とか、少し概要版を作ればよかったとちょっと反省しております。それで申請書を読んでいただくのが一番わかりやすいとは思ったんですが、その場合臨時会でございますので、やっぱり何日か前に配布するとかいう努力をしてみたいと思っております。内容的にはその指定管理を受けた事業者がどういった事業を展開しとって同業種にどれだけの実績があるのか、そういったところを中心に説明をさせてもらうつもりでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

富永議員。

○富永豊議員

それならね、そのようなまとめ方っていうのをやっぱり高めていかにやいけんのじゃない。出しゃあええっていうふうな感じのものだったら、やはりね、あの一、ちょっと考えなきゃいけないんだろうと思ってる。これ初めてこういうような、こう出てきたような気がしてね。それだけの読まなきゃいけないような意味があるのかなっていうふうにくくってみると、決算書だとかそういうふうなものがのつとるから、それはそうかなと言えそうなんだけど、これを例えば他の民間の企業がこれだけのものを出されたらね、たぶんお叱りを受けるだろうと思ってる。以上で今後ねそういったところもやっぱり気を付けて効率のええ、会議をやるということのね、考え方をもっていただきたいと思いますね。はい、以上です。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

はい、議員の皆様方にわかりやすい資料の調製に努めてまいりたいと思っておりますが、出しゃあええ思うて出しとるもんじゃないので、ご理解をいただきたいと思っております。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありますか。9番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

あの一懸念されていた、この指定管理ですね。誠にありがたいお話ではないかと私自身は思っております。それでですね、まあ今の資料の中から全体組織図ってあるんですが、これやはり総括支配人ですか、責任、支配人おられますよね。これ3か所ともグリーンスパつつが、いこいの村ひろしま、グリーンシャワーと総括でおられるわけですが、以前の瑞穂さんの場合は、ほとんどこちらにおられないことが多かったというような懸念がありましたよね。今度のこの支配人、大丈夫ですか。例えば他にも指定管理があったりしとるわけですが、そういったどこに在駐、駐在されるのか。またあの一、個々のグリーンスパつつが、一応いこいの村、グリーンシャワーと副支配人と名が付く方は、組織図的からはあります。どういうふうに管理をされてっていうのを打ち合わせはされていますか。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、議決前なので、決定ではありませんけれども、者の方とは打ち合わせの中では3名は派遣するという体制で、この施設について運営を始めたいと。マネジメントの分野が大半だというふうには聞いておりますし、現施設それぞれに代表支配人クラスがいます。その面談を行う中で、それらのポストを存続したり、それをまたサブサポートあるいは統括すべきものを最低でも2名は、そのうちですね、3名のうち、2名はこちらの方に派遣するというふうなことで伺っております。なお常駐で、どこでっていうような細かなことまでは聞いておりませんので、それから以降については今からの打ち合わせになります。以上です。

○矢立孝彦議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

あの一、前回の瑞穂さんの場合ね、お客さんがこれこれ用事があっても支配人がおらない、今どこへ行かれているというようなこと、ずいぶん私も聞いたこともたくさんあります。基本的には今おられる方を雇用するというのではあるんですが、例えばこの筒賀のスパつつがの場合、料理長。この料理長、今現在常駐の域に達してないと、現在ですよ、と思うんですが、この方例えばどういうふうに、またクラフトの方で雇われるのか、もしくは今の料理長さんが瑞穂商事さんの方へ、帰られて新たに料理長さんを採用するのかといったような面色々あると思うんですが、その辺はどうなってますか。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、具体的な人事に関しましては、先ほど申し上げましたとおりに、者の状況、新たな者の状況に応じて、面談なり採用の是非については個々の照会になるかと思いますが、基本的には現在の従業員については全部対象として、継承する方向性でされるということでございますので、事細かなスパの料理長の常駐、非常駐ということに関しましての細かな話は詰めてはおりませんけれども、ただ同じ町内でそれぞれの施設があるということでの社員同士のいれこですよね。やはり閑散期があるということがありますし、近年ではグリーンスパにつきましては、ビジネスタイプのニーズが高いということでございます。対していこいの村については、者の計画上はインバウンド想定のものでございますので、そういったところで人手がいるといった場合には、例えば非常駐でなくても常勤の状態でお客さんがいない場合でも稼働率を上げるために、いこいの村へ助けに行くとか、そういったような車を、車両もそうなると思いますが、そういった相互の運営をしていきたいという話は聞いております。以上です。

○矢立孝彦議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

あの一確かにそういった運用の仕方があると思うんですがね、現状のグリーンスパつつがの場合は食事に行っても料理長がいないとかね、こういうことすごくあるわけです。で、料理長の都合によって宴会も受けれないとか、いうようなこともあるわけです。夕食食べに行ってもおられない。料理長どうしたのって言ったら、もう帰られていませんよ。何時ごろ帰ったのと言ったら、3時ごろ帰ったとか、昼前に帰ったとかいうことも再々あるわけです。この辺をよく認識してもらって、そういうことのないようにね、もう今ほとんど夕食とか昼食、これは全然営業されてない、ほとんど。いうことがありますんでね、その辺をよう念頭に置いて、指導の方をお願いしたいと思います。以上です。

○矢立孝彦議長

ほかに質疑はありませんか。1番、大江議員。

○大江厚子議員

私も指定管理のいこいの村ひろしま、グリーンシャワー、グリーンスパつつが3社、3つに関してなんですが、これは募集をかけるときに、3つの施設を1者が指定管理を受けるということで出されているんですか。それとも1つの施設につき、募集。たまたま前回瑞穂もそうですけど、今回もたまたま一緒の会社になったのかということをお聞きすると、それからそういうふう、3つの施設を1つの会社が受け負うときに、管理するときに、そのリスクという面でね、どうなんかなど、分散させた方がいいのか、それとも効率を考えれば1つの会社で管理運営した方がいいのか、その辺はどうなんでしょうか。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

全員協でも若干触れましたけど、昨年末の状況的には手を挙げると思われる者が4者ほどありました。最終的に募集については各施設ごとに公募をかけてという手法を取りまして、実際に応募されたのは2者でございます。4者と言いましても、このグリーンスパについても、その全部2者が変わっていたかどうかと言ったら同じではなかった状況ですので、手挙げ者が違っていったというような背景もあります。そういった中でリスク面での分散、確かにおっしゃる部分もあるかと思えます。しかし先ほど申し上げたように社員が稼働率、人件費は固定費でございますので、それを効率よくいく場合には稼働率が低い施設から稼働率の高い繁忙期等の施設の方へ出向させて、短期的にですね、スタッフ同士で手伝うといったことはありうることで、稼働率あるいは運営面でいうと、そちらの方のプラスの方が大きいのではないかと考えておりますし、ビジネスとインバウンドあるいは観光主体としてもホテルの趣が変わってきますので、そういった多様なニーズを網羅して受けるためには同じ者がですね、募集、色んな大手の旅行会社から募集を受けたり予約を受けたりする部分でも、振り分けは容易になるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第5号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町グリーンスパつつが）を起立により採決します。議案第5号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総意です。したがって議案第5号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町グリーンスパつつが）は原案のとおり可決しました。

日程第9．議案第6号

○矢立孝彦議長

日程第9、議案第6号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町筒賀ふれあい農園）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

はい、議案第5号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてご説明をいたします。令和2年4月から1年間、安芸太田町筒賀ふれあい農園を新たに管理運営する指定管理者を指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。議案については第6号になります。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、同じく議案第6号を読み上げて説明させていただきます。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものでございます。施設名称は安芸太田町筒賀ふれあい農園でございます。指定管理者は特定非営利活動法人 広島横川スポーツ・カルチ

ャークラブ 理事長 水戸川 旭でございます。所在は広島市西区横川町三丁目1番18号でございます。指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2か年間でございます。なお、同指定管理者は現在も指定管理をしていただいている業者でございます。別途の交流の森指定管理施設につきましてはの周期と合わせて2か年としているものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、富永議員。

○富永豊議員

はい、あの一今現在のアンジュヴィオレの広島ですよね。サッカー。あれの町の関与ってというのはどういう状況になってるんですかね。以前講演会だとかいうふうに動きは後押しはありましたけどね、その後以後消滅したのか、移動したからそれで終わったのか、そのへんのところをちょっとお聞かせいただきたい。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

あの一以前は練習場とか杉の泊でやってたんですけど、若干まあ練習場所の確保ができた等で、現在積極的な部分で練習場所が主がこちらにあることはないです。それでアンジュヴィオレとの関係ですが、企業の賛助会員として年間5万円の賛助会費を払っている関係でございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第6号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について(安芸太田町筒賀ふれあい農園)を起立により採決します。議案第6号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総意です。したがって議案第6号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について(安芸太田町筒賀ふれあい農園)は原案のとおり可決しました。

日程第10. 議案第7号

○矢立孝彦議長

日程第10、議案第7号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

はい、議案第7号、損害賠償の額の決定及び和解についてご説明をいたします。町職員の運転する公用車がバイクと接触した物損事故について、損害賠償の額を決定し、和解したため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当の方より補足の説明をいたします。

○矢立孝彦議長

総務課、長尾課長。

○長尾航治総務課長

はい、それでは議案の読み上げをもって詳細説明をさせていただきます。議案第7号、損害賠償の額の決定及び和解について。令和元年10月31日午前11時30分頃、町職員の運転する公用車が、国道191号(附地バス停付近)を広島市方面に向かって走行中、民家から出てきたバイクと接触した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり決定し和解するため、地方自治法第96条第1項、第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。1、損害賠償額、過失割合3割相当分37,800円。2、和解の内容、安芸太田町は相手方に対し、損害賠償額37,800円を支払う。本件事故に関し、その他一切の費用等は、双方とも請求しない。上記各項により、本件事故は解決とする。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、富永議員。

○富永豊議員

ちょっと参考までにお聞かせいただきたいんですけどね、今、高齢者の運転が問題になっているんですけど、年齢と、この方相手の年齢と男性か女性か、そこらをちょっとお聞かせいただきたい。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、年齢は50代男性でございます。以上です。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第7号、損害賠償の額の決定及び和解についてを起立により採決します。議案第7号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総意です。したがって議案第7号、損害賠償の額の決定及び和解については、原案のとおり可決しました。

日程第11. 議案第8号

○矢立孝彦議長

日程第11、議案第8号、令和元年度安芸太田町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

はい、議案第8号、令和元年度安芸太田町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明をいたします。令和元年度安芸太田町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ1,070万4千円の増額を定めるものでございます。内容につきましては、保健衛生費におきまして、津浪簡易水道漏水に対応する修繕費295万円の繰り出しと、暖冬、雪不足による中小事業者の収入減に対して広島県が制定した制度融資について、円滑な融資を町内事業者の負担分を助成するため、融資に付帯する信用保証料の一部を補助、助成するものでございます。また公の施設の指定管理に係る委託の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。詳細につきましては担当の方より補足の説明をいたします。

○矢立孝彦議長

総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

はい、議案第8号、令和元年度安芸太田町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。まず第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、こちらは歳入歳出それぞれ1,070万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ83億9,864万9千円と定めるものでございます。続く第2条は、債務負担行為の補正でございます。恐れ入ります1枚めくっていただきまして、資料1ページの第1表をご覧ください。今回の補正に対する歳入でございますが、財政調整基金の繰り入れによる繰入金として1,070万4千円を追加して歳入予算に充てさせていただきます。さらに1枚めくっていただきまして2ページの歳出でございます。上から衛生費について295万円、続いて商工費について775万4千円、全体として1,070万4千円ほど歳出予算を増額させていただきます。続いて資料3ページをご覧ください。第2表の債務負担行為の補正でございますが、表の事項欄に明示しておるとおり、安芸太田町いこの村ひろしまの指定管理に係る委託など、4つの施設の指定管理に係る委託について各表内の期間の欄にそれぞれ明示する年度まで事業執行がまたがることとなりましたので、それぞれ所要額を債務負担行為の限度額として設定するものでございます。それでは第1条の歳入歳出補正予算の補正につきまして担当課よりご説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、それでは商工観光課関係の補正予算について説明をさせていただきます。事項別明細書、9ページ10ページをお願いいたします。商工費のうち、中小企業支援事業でございます。負担金補助及び交付金に775万4千円の増額をお願いするものでございます。具体的には全員協でも申し上げましたが、町補助金の新設でございます。2月3日付の交付で広島県の県費預託融資対策事業に雪不足に係る緊急特別支援及び融資の対象となる事業種別等の拡充が行われました。この特別支援制度に合わせまして安芸太田町としましては、融資の円滑な手続きが行われること、また利用される中小企業者の融資初期の負担を軽減するため、信用保証協会に対して一括先払いされる信用保証料の半額相当を町から補助する制度としております。金額の算定にあたりましては、昨年度と今年度の2か年の冬季において減収となった見込まれる収入額に対し措置するものでございまして、それを融資額相当とみなし、聞き取り調査をもとに算定をしているものでございます。商工観光課は以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、富永議員。

○富永豊議員

あの一、全員協で聞きましたね、除雪事業に対する除雪待機料の部分払っていうのですよね。これはどういった形で支払われていくのか。その例えば見通しとしてはどの程度見ておられるのか。その部分払いに対する費用っていうのは、どういうところに充てられていくのか、そこらをちょっと説明お聞かせいただきたい。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

あの一除雪の部分払いにつきましては、予算につきましては、現除雪費がございまして、それで対応可能なものでございます。で、一応各事業者、資金繰りの状況によりまして、各事業者に要望を聞いて、あの一部分払いを希望する事業者につきましては、その金額的なものを積算して、2月末か3月の上旬にはお支払いするようになるかと思います。県についても同様の期間で要望をする予定としております。町の待機費につきましては、全体で約1,800万円でございますが、部分払いの要綱で9割までという要綱がございまして、1,800万円の9割までが全額出た場合の金額になるろうというふうに考えております。以上です。

○矢立孝彦議長

富永議員。

○富永豊議員

ちょっと、その費用はどういったものに充てられるのかっていう、業者。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

はい、除雪事業を運営する上で、除雪が無くても発生する費用がございまして。リース料とか、そういった部分を各事業者ごとに積み上げたものが約1,800万になりますので、それに対して部分払いとして支払うという契約となっております。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第8号、令和元年度安芸太田町一般会計補正予算(第6号)を起立により採決します。議案第8号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総意です。したがって議案第8号、令和元年度安芸太田町一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決しました。

日程第12. 議案第9号

○矢立孝彦議長

日程第 12、議案第 9 号、令和元年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

はい、議案第 9 号、令和元年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明をいたします。このたび津浪簡易水道漏水に対応する修繕費 295 万円の増額をお願いをするものでございます。詳細につきましては担当の方より補足の説明をいたします。

○矢立孝彦議長

加計支所、児玉支所長。

○児玉斉加計支所長

はい、議案第 9 号につきまして、ご説明をさせていただきます。令和元年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の補正でありまして、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 295 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,745 万 7 千円と定めるものでございます。詳細につきましては事項別明細書の 9 ページをお開きください。簡易水道施設管理事業といたしまして、295 万円、需用費となっておりますけれども、これは先般津浪イロハ地区で発生しました漏水修繕の経費でございます。財源としましては、一般会計からの繰入金、295 万円となっております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。2 番、田島議員。

○田島清議員

えー、直接にはこの補正予算とは関りがないかと思えますけれども、この今年の雪不足ということで、この津浪については地下水ということであろうかと思えますけれども、えー今後ですね、あの一今の簡易水道の町簡易水道の流水率、漏水率ですか。そういったところで、あの一水源不足等の状況がですね、説明できれば若干聞いておきたいなということでお願います。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

あの一安芸太田町では加計地区、筒賀地区、戸河内地域でそれぞれ簡易水道事業を運営しておりますが、それぞれ老朽化が非常に激しくなっております。あの一異常気象のような水不足も相当まあ水量には影響すると思うんですが、やはり今の課題は老朽化だろうと思ってますんで、現在広島県が中心となって県内の統一水道事業計画を協議いたしておりますんで、そこの状況を見ながら計画的に簡易水道の改修というのを図ってまいりたいというふうに思っております。水源については将来的なこともあるんですが、抜本的に不足する部分について、新たな水源を調査するとかいうようなことも必要になってこようと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。5 番、末田議員。

○末田健治議員

これ質問ではございません。あの一イロハ地区におけます断水につきましては、ちょうど寒い時期にも関わらず、加計支所長を先頭に、スタッフの皆さんが夜遅くまでその対応にあたっていただいて、住民の安心安全に寄与いただいたことに、この場を借りてお礼申し上げておきます。ありがとうございました。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 9 号、令和元年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を起立により採決します。議案第 9 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総意です。したがって議案第 9 号、令和元年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第

1号)は、原案のとおり可決しました。

日程第13.

○矢立孝彦議長

日程第13、議員派遣についてを議題とします。お諮りします。お手元に配布していますとおり、議員派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員派遣することに決定しました。

(「議長、動議」の声あり)

9番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

えー、大江厚子議員に対する辞職勧告決議案の動議を提出いたします。直ちに日程に追加し、議題にすることを望みます。

○矢立孝彦議長

8番、角田伸一議員。

○角田伸一議員

えー、ただいまの佐々木美知夫議員の動議に賛成をいたします。

○矢立孝彦議長

ただいま、佐々木美知夫議員から大江厚子議員に対する辞職勧告決議案の動議が提出されました。この動議は会議規則第16条に規定する賛成者がありますので、成立しました。これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって大江厚子議員に対する辞職勧告決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。しばらく休憩します。

休憩 午後0時39分

再開 午後0時44分

休憩前に引き続き会議を再開します。発議第1号、大江厚子議員に対する辞職勧告決議案を議題とします。本件については、地方自治法第117条の規定により、1番大江厚子議員の退席を求めます。

大江厚子議員 退席

この動議の提出者から説明を求めます。9番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

発議第1号、安芸太田町議会議長、矢立孝彦様。提出者、佐々木美知夫。賛成者、角田伸一。大江厚子議員に対する辞職勧告決議案の提出について。上記の議案を下記の提案理由のとおり会議規則第14条第2項規定により提出をいたします。提案理由、このたびの大江議員に関する報道については、極めて重大な刑事事件の被疑者として司法手続きが行われたというものである。この報道を通じて、町内外に無用な混乱が生じ、安芸太田町議会並びに議員に対する名誉と信頼を大きく失墜させたことは、辞職勧告に値するものである。大江厚子議員に対する辞職勧告決議(案)。去る1月16日、17日に新聞やテレビ等によって報道された、大江議員に対する内容は、センセーショナルなものであった。重大な刑事事件に関与し、大阪府警から書類送検されたとのことであり、我々同僚議員においても衝撃的ニュースとして、未だに動揺をおさえきれず、本町にとって極めて不名誉であり、町議会においても過去これほどの衝撃は類をみないものである。この間、町内外からの多くの非難が寄せられ、深刻な事態となっている。報道以来、議会全員協議会等において、その事実関係等を求め、また、議長からも町民への経過説明や事態收拾と信頼回復が要請されてきたところではあるが、大江議員からこれまで報道内容に対する明確な反証はなく、説明もなく、町民の不信を一層増幅させている。また、司法当局等に対する被疑事実確認も、未だに本人からなされていないことは、嫌疑事項の払拭努力が希薄であり、事件当事者

としての自覚が著しく欠如しており無責任である。議員が関わっているとされる今件は、本町のイメージを大きくダウンさせ、住民協働のまちづくりや、若者定住施策、議会改革等重要課題の停滞等を生じさせ、町政に無用の混乱を招いており、大江議員の責任は、重大なものである。よって、安芸太田町及び町議会並びに議員に対し、その名誉や信頼を大きく失墜させている大江議員の辞職をここに強く求めるものである。以上、決議する。

○矢立孝彦議長

以上で提出者からの説明を終わります。動議提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。まず原案に反対者の発言を許します。4番、富永議員。

○富永豊議員

ただいま動議に出ました辞職勧告決議の反対の立場で討論をさせていただきます。まず発端となった事件の内容については先ほど同僚議員から説明がございましたので、ここは割愛させていただきます。現時点で不祥事として問うべきことがあるかについて考えてみると、議員辞職勧告決議にあたって、この事件に関するマスメディアの情報発信された内容を不祥事の定義に照り合わせて考えると、社会などに与える影響を冷静に判断を下せる状況に至っておらず、未だ書類送検の段階から進んでいるとは思えないと考えます。しかし新聞などで見出しには詐欺とか犯人隠蔽とかの疑惑表現で驚愕的であるが責任ある議会としては冷静に見ていかなければならない立場である。従って有権者から選ばれた議員に対し、議会として意思表示として議員辞職勧告決議にする判断を今の段階では下すことにならないと考えます。議会として判断を下すに知るべき内容は何か。知らなければどのような支障をきたすのかを考えてみると、今回の事件で議会がどのような判断を下すにも、次のようなことは見える根拠が必要であると考えます。それは法的に触れる可能性があるのか、道義的に許せないのか、議員として倫理性を欠き、行動許容範囲を超えた内容であるのか、以上のようなことは最低見ることが求められると同時に、説明責任と思います。従って今回での議員辞職勧告は、時期の誤りが予想される。議会としては人権重視の立場と真実を見極めを慎重に見ていく必要が求められていると思います。推定無罪の立場から現段階で議員辞職勧告決議は反対の立場で討論をさせていただきました。以上です。

○矢立孝彦議長

次に原案に賛成者の発言を許します。11番、中本議員。

○中本正廣議員

えー、賛成の立場から討論させていただきます。この問題は令和元年11月29日、大江議員宅を大阪府警による家宅捜索が行われました。そして令和2年1月25日、中核派の男性活動家56歳、そして大江議員の知人で島根県の60歳の男性、この3人は共謀し、昭和28年6月から7月の間に島根県内の銀行支店で利用目的などを偽って、口座を開設、通帳やキャッシュカードをだまし取った疑いがもたれている。ということで書類送検がされました。さらに男性が大江町議から口座を開設し、マンションを借りるよう依頼された。これは昭和46年渋谷暴動事件で警察官を殺害して、殺人罪として起訴された過激派中核派の活動家大坂正明被告の潜伏先に使われた事件であるということになっております。この新聞報道を受け、1月16日緊急議会運営会議を開催いたしました。そして1月20日緊急全員協議会を開催しました。その中で大江議員は新聞報道に対する内容については事実ですかの質問に、「私のほか2名なんですよね。だから私ももちろんかわかりますが」と言われました。また逃亡支援としていたのかの質問に対しても、捜査中なのでほかの二人にどういった影響を与えるか、恐れがあるということで、答えられないと言われました。ところが安芸太田町民の皆様へ、3,450世帯への郵送された内容は、「報道機関が示すような事件は犯していません。」という内容で発送されました。これは全員協議会の中での答弁内容とは全く違い、議会に対しての虚偽であります。町内外からの反応、批判も大きく、混乱を大きく招いております。これは普通の書類送検と違い、根が深く殺人という重大刑事事件にかかわるものでございます。安芸太田町議会として議員辞職勧告は妥当であり、賛成討論といたします。

○矢立孝彦議長

他に討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第1号、大江厚子議員に対する辞職勧告決議案について起立により採決します。この動議のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって動議は可決しました。

1番大江厚子議員の入場を求めます。

(大江厚子議員入場)

以上で本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じ、令和2年第1回安芸太田町議会臨時会を閉会します。

○伊藤真由美議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後0時56分閉会
